漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第4条第21号に規定するかご漁業たこかご漁業につき、熊本県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	たこかご漁業	別記1のとおり	8月1日から 12月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町大浦、須子 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使 用者

- 2 許可等をすべき船舶の数0
- 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

別記1

操業区域 (大浦・須子)

次の基点1、イ、ウ、エ、基点3を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点1 天草市有明町(以下、「有明町」という。) 大浦恵比須鼻
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号 (有明町飛龍島北端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 102 号 (有明町須子と有明町赤崎との境界)
- ア 基点 2 と上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という。)湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ
- イ 基点1と大矢野町大矢野岳山頂に至る直線とア、ウを結んだ線との交点
- ウ 有明町大浦恵比須鼻から大矢野町湯島山頂を見通した線上、恵比須鼻から 2,200 メートルのところ
- エ 基点3と大矢野町湯島灯台を見通した線から基点3を基点として右へ341度45分、2,200メートルのところ